資料8

船橋市児童相談所の設置について

船橋市では「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めています。

1. 主な経緯と進捗状況

令和３年　４月	整備地及び敷地面積を決定
令和３年　７月	「船橋市児童相談所基本構想」を策定
令和３年１１月	開設時期と整備スケジュールを決定
令和４年　３月	「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手
令和５年　９月	実施設計完了
令和６年　６月	工事契約議案の可決・工事契約の締結
令和６年　７月	工事開始
令和８年　３月	竣工（予定）
令和８年　７月	開設（予定）

2. 現在の状況と今後の予定

施設整備

令和６年７月に建設工事に着手し、令和７年３月に基礎工事が完了、現在は地上躯体工事を行っています。

また、再生可能エネルギーの活用を図るため、令和７年１１月頃から太陽光発電設備を設置する工事を行う予定です。

竣工は令和８年３月末を予定しており、４月から３か月間の開設準備期間を経て、計画通り令和８年７月の開設を予定しています。

人材確保・育成

児童相談所に必要な職員は、多岐・多数にわたることから、総務部と協議のうえ開設までの研修期間等を考慮して計画的な配置（採用）を進めるとともに、職員を他自治体児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなど育成を図っています。

資料8

千葉県との協議

児童相談所設置中核市として、県より移譲される３５０項目程度の業務について適正に引き継ぐため千葉県と市の各所管課において協議・調整を行っています。

また、人事交流や事務引き継ぎ、社会的擁護に関する里親や入所施設に関する事項など様々な事項について、県と市で検討する必要があるため、県市児童相談所設置検討会議を設置し、継続的に協議を行っています。

政令指定の要請

中核市が児童相談所を設置するには、政令を改正し児童相談所設置市に指定される必要があります。そのため、令和７年１月１４日付けでこども家庭庁に対し本市を児童福祉法に規定する児童相談所設置市の政令指定を要請しました。

システム構築

令和８年７月の児童相談所開設に向け、相談記録作成など児童相談所業務に係るシステムを令和６年度に導入し、令和７年３月から家庭児童相談室にて使用しています。

当該システムは、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加え、持ち運び可能な端末（iPad）で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。また、チャット機能を用いて、外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告・相談を行え、適切な判断・指示が可能になりました。

今年度は、児童相談所の開設に向け、里親や一時保護所に関わる業務などの児童相談所版システムへの機能拡充を行います。

【児童相談システムの概要】

資料8

里親等啓発

一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護を担っていただく里親を確保するため、令和５年度より市独自で里親制度説明会を実施しています。令和７年度は説明会のほか、新たに商業施設にて里親制度普及啓発を目的としたイベントの実施や市ホームページ等に掲載する里親制度普及啓発用動画を作成します。

日　時	会　場	備　考
10 月　４日(土)　10～16 時	イオンモール船橋	パネル展等啓発イベント
10 月 18 日(土)　10～12 時	中央公民館	里親制度説明会
11 月 16 日(日)　10～12 時	法典公民館	
12 月 20 日(土)　10～12 時	東部公民館	
1 月 17 日(土)　10～12 時	二和公民館	
1 月 17 日(土)　14～16 時	オンライン	
2 月 22 日(日)　10～12 時	高根台公民館	

３. 市児童相談所整備概要

建　　設　　地：船橋市若松２丁目３番６１号　※JR 南船橋駅から徒歩６分
敷　地　面　積：3,086.21 ㎡
構 造 ／ 規 模：鉄筋コンクリート造　地上３階　延べ面積：3,615.61 ㎡
一時保護所定員：３２名

【周辺図】

資料8

【完成イメージ図】

【進捗状況】　（令和７年６月２２日撮影）

≪参考≫　市ホームページ
「船橋市児童相談所の開設準備について」
https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/002/p128217.html